

令和5年度首里城扁額製作検討委員会 第2回【議事概要】

日時: 令和6年3月 21 日(木)14:00~17:00

会場: 浦添市美術館 講堂

1. 今年度の首里城扁額製作検討の概要【資料1】

- 特に意見無し。

2. 試作品・本製作の作業進捗について【資料2】

① 試作品の展示活用

- 試作品を展示したり輸送する場合、これだけ大きいと額縁自体を持つと部材がひねってしまう可能性があるため、運搬用の土台（板）を用意してはどうか。作業も土台の上で実施してはどうか。
 - 試作・本製作の両方で土台の製作について検討する。（事務局）
- 試作品は今後どのように活用するのか、事務局の意見を聞きたい。試作品は平置き展示だけでなく、立てて展示することで裏面の施工も見せられるようになるという。本製作の近くに試作品を展示して、試作品はお客さんが近くで見たり、触れたりできるとよい。
 - 試作品の活用は、様々な展示方法も含めて検討したい。ただ、浦添市美術館での展示の後には、本製作における参考としても活用する予定である。将来的には首里城公園内の復興展示室などでの展示も検討したい。（事務局）
 - 彫刻部分は取り外しができるため、彫刻技術者に本製作の見本として活用してもらいたい。展示場所の候補として、できれば復興展示室がいいと思っているが、紫外線が入るという懸念と、国との連携も必要となることが課題である。（事務局）
 - 試作品といえども本製作とほとんど同じ手順で進めているので、環境があまり適していない復興展示室での展示はよいのだろうか。試作品と本製作では手順が違うところもあるのでその説明をどうするか、という点も考えておく必要がある。
 - 事業終了後にこの資料をどう保存するか、という点では、正殿復元資料として一括的に活用しないといけない。どこかの時点で正殿関係資料の活用を具体的に検討する作業部会をつくり、基準等をつくる必要があると思う。その段取りを事務局で検討しておいたほうがいい。
 - 首里城復興基金事業の製作物でも同じことが言える。技術者と調整し、本製作の参考としてはいつまで必要かなど、手元からなくなってもよい時期を想定すること。

3. 本製作における仕様について【資料3】

① 題字・御印・銘の配置について

- 題字・御印・銘の配置は、試作と本製作で明らかに違いが出てくる点なので、なぜ変えたか根拠が求められるところだが、今の資料では読み取れない。尚家文書では、中国等の事例を参考にしたという記述がないことから、琉球事例を参考にしたと考えられる。以上のことから、令和の復元でも琉球事例を参考とするべきである。一方で事務局案は中国・台湾事例を

参考にした流れになっており、誤解を招く。改めて琉球事例の調査をしていただきたい。

- 事務局でも琉球扁額事例を確認したが、首里城扁額として採用されるような事例を見つけれなかったため、中国・台湾事例も含めた整理をしている。(事務局)
- 琉球扁額事例は、中央に印を配置しているかではなく、額の中に文字・印・銘をどのように配置しているかを確認する必要がある。
- 理屈で言えば案3の配置もありうる。正龍と印が中央にある点は同じだが、題字と銘をどう配置するかが問題である。選択の根拠づけという意味でも、琉球扁額事例を調査すべきである。

② 題字彫刻について

- 資料に「題字彫刻の断面形状はフラットな面が多く残る方が文字が生きる」と書かれているが、実際にフラットに製作すると人間の目にはへこんで見えてしまう。1mmでも高さを出すと人間の目には文字が膨らんで見える。「フラットに見えるようにつくる」という表現に変えたほうがいい。
- 資料の表現はそのとおり修正する。本製作中も段階的に監修を入れながら製作していく予定である。(事務局)

③ 御印・年月銘の仕様

- 試作品の年月銘は若干の歪みがある。本製作では精度を高める工夫として、歪みがないように気を付けていただきたい。堆錦を貼るときは、土台から移すときに一度、透明なシートなどに移し替えて貼り付けるといいのではないか。表面もつるつるになるので、金薄磨もきれいに仕上がると思う。
- 試作品では、堆錦は切った角が立つ状態で貼っているが、往時の堆錦事例は角が潰されている。髹漆技術者に確認すると、潰すことで堆錦を押さえる作用もあるということなので、角潰しをすることをワーキングで検討していただきたい。

④ 額縁文様

- 火焰宝珠の仕様（下辺文様図）について事務局案への異論なし。

⑤ 黄色塗の色味

- 特に意見無し。

⑥ 青塗の色味

- 特に意見無し。

⑦ 布着せ用布の調達

- 特に意見無し。

⑧ 御額持の取付け(正殿への設置)について

- 文言の表現修正を提案する。P13の3行目「異なる場所に設置された可能性があり」→「設置されており」、5行目「木彫や加飾などが不明で」→「木彫や加飾などの記載が無く」で修正していただきたい。